

第4回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月11日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（11人）

会長（議長）	9番	足立恵一
農業委員	1番	河岡誠
	2番	梶谷重幸
	3番	井次浅美
	4番	足立晋哉
	5番	佐々木隆
	7番	橋本正之

最適化推進委員	10番	古徳哲郎
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員	8番	足立恵子
	6番	阿部和夫

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良	収
主幹	西	洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第14号 職員の任免について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第16号 非農地証明について

議案第17号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和7年第4回境港市農業委員会総会を開会いたします。本日は、足立恵子委員、阿部和夫委員が欠席です。それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、3番井次委員、4番足立晋哉委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（事務局長から次の事項について会務報告）

令和7年3月24日（月）第10回常設審議委員会

鳥取県農業会議臨時総会（会長・事務局長）

事 務 局 それでは、議案審議に入ります。議案第14号「職員の任免について」を議題とします。議案第14号「職員の任免について」ご説明いたします。議案は1から2ページです。まず、議案の1ページをご覧ください。令和7年4月1日付けの境港市の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員の任免するものです。主事1名が福祉保健部子育て支援課主任に異動になりましたので、任を解くものです。2ページに、4月11日現在の職員名簿ということで事務局職員の名簿を上げております。説明は以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、原案通り決定します。

事 務 局 議案の途中ではございますが、辞令交付式を行います。

（辞令交付式を実施）

議 長 再開いたします。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。今回申請が2件ございました。それでは、(番号1)についてご説明させていただきます。譲渡人が千葉県のアさん、譲受人が芝町のBさんです。土地の所在は、福定町、畑、752㎡です。地図は4ページです。墓地の西側の道をずっと南に進んだところです。申請事由は売買により所有権移転し露地野菜を栽培するとのことです。次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は農地として利用されるということで、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業も従事するということが可能でございますので、可能と見込まれます。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、井次委員、阿部委員、橋本委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

橋本委員 現地は、渡、余子停車場線、深田川を越えて西側に1本目の道を北側に30メートルから40メートル入ったところになります。写真では、かなり草が繁茂していますが、2、3回耕うんすれば使えるようになると思います。その隣の畑は他のネギ屋さんが整備してきれいにしてありました。土地条件もいいですし、是非、使ってもらえたらと思います。皆さんの、ご審議をお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして(番号2)の説明をお願いします。

事務局

（番号２）について説明させていただきます。３ページをご覧ください。譲渡し人が渡町のＣさん、譲受人が渡町のＤさんです。所在は渡町、畑、４３９㎡、畑、５４５㎡、畑、５９１㎡の合計３筆１５７５㎡です。地図は５ページから７ページをご覧ください。１筆目は神社の南側に墓地がありましてそのすぐ西側の農地です。続きまして６ページが２筆目で江島大橋のある通りの南で、自動車販売店の南側の道を曲がったところです。３筆目が、７ページで江島大橋の通りの北側の道で、薬剤店の裏側の農地です。続きまして申請事由ですが、贈与により所有権移転後、露地野菜を栽培するとのことです。それでは続いて、農地法第３条第２項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。第１号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は農地として使われるということなので、農地を効率的に利用できると見込まれます。第２号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第３号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第４号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は１年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第５号の転貸禁止要件には該当いたしません。第６号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は先ほどと同様、井次委員、阿部委員、橋本委員にお願いしました。以上です。

議長

議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

橋本委員

（１筆目）現地は、小学校の前の川を越えて、道が２つに分かれたところから２０メートル入ったところになります。草が繁茂していて、裏は墓地です。ここも昔からの農地でいいところなので是非、使ってもらえたらと思います。

（２筆目）現地は、自動車販売店の信号を西に曲がってすぐのところになります。以前からこの畑では、いろいろな野菜をつくっていました。周りの農地も手入れされていますし、以前のように畑が増えるといいなと思います。

つづきまして、（３筆目）現地は、川沿いに西に行きます。この農地も昔からいろいろな野菜を作っていました。現在も少し作っておられますが、是非とも農地を使ってもらえればと思います。

議長

議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり承認されました。続きまして議案第16号「非農地証明について」説明をお願いします。

事 務 局 議案第16号「非農地証明について」ご説明いたします。議案は8ページから9ページです。申請者は高松町のEさん。土地の所在は新屋町で、726㎡、98㎡、199㎡の計3筆で1025㎡です。地図は9ページです。公民館から南に進んで1本目の角地で、県営団地の南側です。20数年前に駐車場として整備されており、農地としての利用は不可能ということで、申請が出ております。写真にもあるように現状アスファルトが敷いてあるという状況です。現地調査は井次委員、阿部委員、橋本委員です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

井次委員 現地は、小売店の西側の道路を北へ行った最初の交差点の角地になります。20年ほど前に整備されていまして、現在もアスファルトの状態になっています。農地として使用できる状態ではないとおもいます。皆さんの、ご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

足立晋哉委員 申請農地が全て舗装してあるのですか。

事 務 局 今回、申請が3筆あがっていますが、すべて舗装されています。写真の方が手前側に家がありましてその奥から3筆が周辺より高くなっていますので、3筆すべてが非農地として対象となっています。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり承認されました。続きまして議案第17号「農用地利用集積等促進計画(案)」について説明をお願いします。議案内容に関係しますので河岡委員、は退席をお願いします。

(河岡委員が退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第 17 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明させていただきます。議案は 10 ページから 11 ページとなっております。今回すべて新規で 6 件出ております。上から 2 件につきましては、早生樹の東側の部分を農家さんに貸し出すということで新規であがっております。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり承認されました。

(河岡委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について

報告第 13 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○西部地区農業委員会会長協議会総会・研修会及び交流会（会長・事務局長）

令和 7 年 4 月 15 日（火）

○第 5 回境港市農業委員会総会（第 1 会議室）

◆午後 1 時 30 分～

令和 7 年 5 月 12 日（月）

・農業委員会情報 市報 4 月号「農地の転用について」

「令和 7 年春季農作業労賃標準額」

「畑の飛砂防止について」

市報 5 月号「農地や用水路への不法投棄について」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 以上をもちまして令和7年第4回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和7年4月11日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
